

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬真会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員、理事及び監事の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給される報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下、「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の学派、別表第1の区分に応じて定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支払う。また、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合は旅費等を支給する。

3 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月23日（評議員会の議決日）より施行する。

この規程は、平成30年6月23日（評議員会の議決日）に一部改正し施行する。

(旧規則の廃止)

平成23年4月1日より実施の社会福祉法人敬真会役員及び評議員の報酬等に関する規程は、これを廃止する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条関係）

役員報酬	理事長	イ、評議員会、理事会等会議、職務上法人及び施設業務にあたる場合	月額 110,000円
	理事	イ、理事会等会議への出席	日額 6,000円
		ロ、上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 6,000円
		ハ、理事長及び職員である理事には、イ並びにロは支給しない。	
監事	イ、監事監査等への出席	日額 10,000円	
	ロ、理事会、評議員会及び上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 6,000円	
評議員報酬	評議員	イ、評議員会への出席	日額 6,000円
		ロ、上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 6,000円

別表第2（第6条関係）

事 項	費 用 弁 償 額		
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費		
会議等への出席 (自家用車利用)	自宅から会議等開催場所へ往復距離に応じ、 1 k mあたり30円		
出張旅費	区 分	県 内	県 外
	日 当(1日につき)	6,000円	7,000円
	宿泊料(1泊につき)	12,000円	14,400円
	鉄 道 賃	航 空 賃	船 賃
	乗車に要する実費	実 費	実 費
	1、鉄道路程50 k m以上にはその乗車に要する特別急行料金及び座席指定料金を加算する。 2、船賃は2階級に区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃。		
職務執行に必要な経費 (研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額		